

第2章 具体的施策の展開

第1節 ごみ減量と資源化の推進

市民の適量購入・適量消費・最少廃棄、事業者の適量生産・最少廃棄といった一連の経済活動の中での取り組み、すなわち、リデュース（発生抑制）の仕組みをもった社会の構築を最優先とし、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進します。

ごみ減量の具体的な目標を定め、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を示して、目標達成へ向けた取り組みを推進します。

合言葉は・・・「もったいない精神」です。

目標：ごみ減量 10%、リサイクル率 30%の達成

◎ 市民の役割と取り組み

1. リデュースの促進
<ul style="list-style-type: none">○ 無駄な物は買わないようにします。○ 買いすぎ、作りすぎに注意して食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減に努めます。○ 生ごみは水切りを徹底します。○ 生ごみ処理機器、堆肥化容器及びダンボールコンポストを利用します。○ 使い捨てプラスチック製品（レジ袋やストローなど）の削減に努めます。○ 簡易包装への協力、マイバッグ、マイボトルの使用に努めます。
2. リユースの促進
<ul style="list-style-type: none">○ リユースのための取り組み（フリーマーケット、もったいないコーナーなど）を利用します。○ フリーマーケットなどの自主的取り組みを行います。
3. リサイクルの促進
<ul style="list-style-type: none">○ 地域の各種団体が行う資源集団回収に協力します。○ 資源物の分別排出を積極的に行います。○ 身近な環境活動に積極的に参加します。○ グリーン購入^{※3}を実施し、積極的にリサイクル製品を使用します。

※3「グリーン購入」・・・買い物の時に、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを買うこと。

◎ 事業者の役割と取り組み

1. リデュースの促進
<ul style="list-style-type: none">○ 可能な限り、ごみの発生しない製造工程を採用します。○ ごみの発生につながらない製品の製造に取り組みます。○ 食品残渣は水切りを徹底します。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装が過剰に使われていない製品や商品の販売に取り組みます。 ○ 家具などの耐久性消費財の修理体制を充実させます。 ○ ICT導入によるペーパーレス化を推進し、紙の使用を削減します。 ○ 簡易包装の実施、マイバッグ使用の促進、量り売りの促進、売れ残りの抑制に努めます。
<p>2. リユースの促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ リユース可能な製品の使用に取り組みます。 ○ リユース可能な梱包資材などの使用拡大に取り組みます。
<p>3. リサイクルの促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ せん定枝などの有効資源のリサイクル化に取り組みます。 ○ グリーン購入を実施し、積極的にリサイクル製品の使用に取り組みます。

◎ 行政の役割と取り組み

<p>1. リデュースの促進</p>	
家庭系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育を推進します。 ○ 市民啓発活動を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民活動団体、コミュニティとの協働による啓発活動を推進します。 ○ 現在のごみ袋料金体制は、排出量減少努力に応じて費用負担がより軽減される仕組みとなっています。この仕組みを継続します。 ○ 資源集団回収奨励金支給制度、ダンボールコンポスト等購入助成制度を継続します。 ○ フードドライブ^{※4}の拡充など食品ロス削減に向けた取り組みを強化します。
事業系 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源物受入施設への搬入を促進します。 ○ 多量排出事業所のごみ減量対策について、指導を強化します。 ○ 食品リサイクル法の周知・徹底を図ります。 ○ 商工会など関係団体と連携し、減量対策を強化します。 ○ 食品ロスの削減に取り組む事業所を支援します。
<p>2. リユースの促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集・発信機能の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「もったいないコーナー」などの不用品のリユース情報収集機能を保持します。 ■ 市民への情報発信機能を強化します。 ○ リユースの場の確保・拡大を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市リサイクルショップを充実します。 ■ 市民活動団体が開催するフリーマーケットなどを支援します。 	
<p>3. リサイクルの促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 分別収集（不燃物・資源物）の品目・内容などを周知し、回収率の向上を目指します。 ○ 資源物受入施設の利便性を向上させます。 ○ 地域単位での資源物回収を目的に、地域分別収集ステーションの利用を推進します。 	

- 資源回収ボックスの設置場所の増加に努めます。
- 資源物の分別排出の周知徹底を図ります。
- 資源化対象品目の調査研究及び拡大を図ります。
- プラスチック製品の一括回収は国の動向を注視しつつ、運用方法を検討します。
- 各種リサイクル法による再資源化を促進します。
- リサイクル製品の活用を促進します。
 - 行政自ら率先して、グリーン購入等により、リサイクル製品の使用を優先します。
 - 市民・事業者によるグリーン購入を促進します。
- 地域に賦存するバイオマスの活用を検討します。
- 単身世帯や外国人などへの分別や排出ルールの情報提供を強化します。

※4 「フードドライブ」・・・家庭などで余った食品や、食品の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動のこと。

第2節 ごみ処理制度の充実・整備

家庭系ごみのより効率的な収集運搬による経費削減に努め、市民サービスの向上を図ります。

事業系ごみの自己処理責任に基づく適正処理のあり方を啓発、周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみ減量・リサイクルシステムの構築を目指します。

1. ごみの出し方と収集運搬	
家庭系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行のステーション制による収集を継続し、ごみ出しマナー、ルール、ごみ減量について、市民活動団体などとの協働による啓発活動を強化します。 ○ 収集運搬について、委託収集エリア、コースなどの点検見直しを随時行い、より効率を高めます。 ・分別収集 <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源物の回収方法について、施設的环境や周辺の状態に配慮しつつ、多角的な視点から検討します。 ○ 地域分別収集ステーションについて、地域特性を考慮した対応を強化するとともに、年代など、幅広い生活スタイルに対応した回収方法を検討します。 ○ 民間委託による収集運搬により、経費削減のため収集体制、方法、コースなどの作業点検見直しを行い、効率性を高めます。 ○ せん定枝の受入について、ごみの減量を図るとともにバイオマス原資としての検討を開始します。 ○ 民間事業者による資源回収ボックスの回収量の把握について継続的に事業者へ働きかけ、適正な総量把握に努めます。 ・粗大ごみ <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間委託による収集運搬により、収集作業の点検見直しを行い、効率を高めることにより経費抑制を図ります。 ○ 「屋内持ち出し有料サービスシステム」[※]のサービスを継続します。 ○ インターネットによる受付システム「粗大ごみ予約システム」のさらなる利便性向上に努めます。
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への啓発周知 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は区分がわかりにくいことから、県・商工団体などと連携しながら、適正処理のための冊子などの配布や事業系ごみ研修会などの啓発活動を行います。 ○ 市内及び近郊の民間リサイクル業者の情報を把握し、事業者を提供していきます。 ・収集運搬業に関する許可業務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の事業系ごみ収集運搬業務量については、現在の許可事業者で、ある程度のごみ量増加にも対応可能であり、充足しているとみられる。よって、現行の許可事業者の実態把握を継続するとともに、安全教育などの適正指導を行いながら安定した収集運搬体制を確保します。 ・資源物受入施設の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源物受入施設の利用促進を図り、事業系ごみの資源化を推進します。

2. 高齢者・障がい者世帯などへの対策

- ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯に対して、関連部署、収集業者と連携し戸別収集を実施します。

3. 事業系ごみの処分

- 「宗像清掃工場適正処理ガイドライン」を定め、適正処理に努めます。
- 「せん定枝・刈草」については、公共事業による発生の数量把握の方法を検討します。

※5 「屋内持ち出し有料サービスシステム」・・・粗大ごみ収集運搬において、高齢者（65歳以上）、障害のある方、その他特に必要がある方（妊婦など）のみの世帯を対象として、粗大ごみの戸外への持ち出しサービス。

第3節 継続した適正処理の確保

ごみ処理の継続した適正処理と環境負荷の低減を図るため、処理施設の適正かつ効率的な運営と配置、また溶融飛灰^{※6}の再資源化による循環型ごみ処理システムの構築を継続します。

災害時に発生するごみなどの多様化するごみ処理に対応するため、周辺自治体との連携を強化します。

1. 中間処理施設の効率的な運営
○ 宗像清掃工場については、継続して施設運営の効率化を推進します。
2. 最終処分場の適正な運営
○ 宗像市不燃物埋立処理場及び大島一般廃棄物最終処分場については、適正な管理を継続します。
3. 広域処理の推進
○ 北九州、福岡両都市圏における環境行政の連携を今後も継続します。 ○ 溶融飛灰の資源化を継続するため、関係自治体との信頼を高め相互協力関係を強化します。 ○ 本市での処理困難物について、近隣自治体と相互協力・連携して、適正なりサイクルや処理体制の確保に努めます。
4. 緊急時の相互協力
○ 近年、頻繁に起きる風水害などの天災や事故による施設停止などの緊急措置として、ごみの受入れ、搬出の双方を想定し、近隣市町村との連携を図ります。

※6「溶融飛灰」・・・清掃工場で燃やすごみを溶融処理した場合に発生する排ガス中の灰分（ばいじん）

第4節 環境美化対策の推進

不法投棄の防止と清潔で快適なまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民と協働で推進します。

1. 不法投棄防止対策の強化
○ 監視パトロールの充実のため、市民活動団体やコミュニティと連携を図ります。 ○ 不法投棄発生時の迅速な対応を図るため、不法投棄対応マニュアルに基づき、関係機関（県、警察）と連携して対応します。
2. 市民協働推進と市民ボランティア活動の支援
○ 不法投棄が行われないような環境づくりのため、市民活動団体などとの協働による取り組みを推進し、それぞれの役割分担に基づく対等なパートナーシップを確立するとともに、活動支援を積極的に展開します。